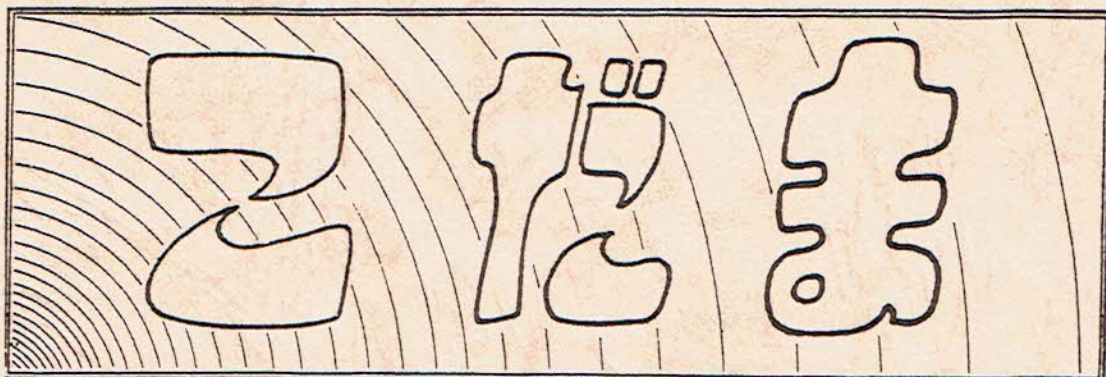


埼玉県行政書士会上尾支部機関紙



第 11 号



埼玉県行政書士会上尾支部

事務局 / 上尾市富士見 2-3-24  
TEL (048) 775-2383

---

## 目 次

上尾支部管内の主な役所	2
支部長インタビュー	支部長 長島 敬一 4
上尾支部の活動	6
業務部会報告	8
上尾支部事業報告	10
特別研修会報告 行政書士の事務所経営	友光 富雄 11
政令指定都市1分間アンケート集計結果	14
上尾支部へのメッセージ	16
支部研修会講師の方々	17
ダイヤルメモ	17

### 会員のひろば

公道（道路）との境界立ち会いについて	荒岡 克巳 18
行政書士をめざす方へ	内田 淳一 19
特別研修会に参加して	
「知識と感動をいただく」	埼北支部 小野田 肇 20
“第23回あげお祭”	
身近な相談相手をアピール	寺崎 三義 21
歴史と温泉の街箱根を訪ねて	石倉富美子 21
レクリエーションに参加して	木村 意久 22
私の父	井原 幸勝 23
母校と故郷	島村 充 24
行政書士の歌「強く大きく」	25
誌上実務研修 建築士事務所登録申請	長島 敬一 26
役員一覧（平成9・10年度）	28
会員消息	29

---

## 上尾支部管内の主な役所

### 上尾税務署



住 所  
上尾市大字西門前  
577  
電 話  
048 (776) 8211  
管轄地域  
上尾市 桶川市  
北本市 鴻巣市  
伊奈町 吹上町

### 埼玉県上尾県税事務所



住 所 上尾市大字南239-1  
電 話 048 (772) 7111  
管轄地域 上尾市 桶川市 北本市 鴻巣市 伊奈町 吹上町

# 上尾警察署

住 所 上尾市本町5-1-1  
電 話 048 (773) 0110  
管轄地域 上尾市 桶川市 伊奈町



# 浦和地方法務局上尾出張所



住 所 上尾市大字西門前753-1  
電 話 048 (771) 0239  
管轄地域 上尾市 桶川市 伊奈町

# 時代の変化に 対応できる力を！



支部長 長 島 敬 一

## 支部活動の大切さ

**編集** 上尾支部の活動はとても活発なようですが。

**支部長** 今年度から上尾市役所、桶川市役所に続いて伊奈町役場にも相談コーナーを設けることになりました。これで上尾支部管内全ての役所で毎月1回市民相談を実施することが出来たわけです。これは、住民サービスと共に行政書士のPR、役所との信頼関係の深まりなど意義は大きいと思います。相談担当者は全支部会員から希望を取り、住民の相談に当たっています。

2番目には、支部運営の向上のため役員会、研修会、例会のどれかを毎月必ず開き、会員が顔を合わせる場をなるべく多く作るようにしています。

3番目は各業務部会を年2回ずつ開き、業務の研究や情報交換をしています。現在建設業務部会、法人業務部会、公安業務部会、一般業務部会が活動しています。新たに加入したい人は事務局に連絡してもらえば、いつでも加入出来ますし、部会の日時をお知らせします。

もう一つ、伊奈と桶川で年1回ずつ地区別懇談会を開き、地区の特徴を生かせるよう会員が気軽に参加して懇談できるようにしています。

**編集** 一つのテーマを年間通じて研修する特別研修会も毎年実施して好評のようですね。

**支部長** 行政書士業務は法律の数だけあると言われる程範囲が広いので、常に業務の研鑽に努めなければやっていけません。そこで、自信を持ってお客さんのニーズに答えられるように毎月1回、1年間同じテーマの業務研修会をしています。ふ

り返るとすでに6年目になりました。近年は上尾支部会員以外にも隣接支部や県内各地域から受講希望者を募っていますが、50名を越す研修会に発展して来ました。行政書士の資質の向上という面からもきっと成果を上げていると確信しています。

そのほか、タイムリーなテーマを選んで支部だけの研修会も年に数回行っています。

**編集** 特別研修会では今迄どんなテーマを取りあげているのですか。

**支部長** すでに簿記・会計、相続、開発業務、都市問題、行政書士の事務所経営等ですね。

**編集** 支部運営に当たってポイントを置いていることは。

**支部長** 会員相互の親睦、理解、協力ですね。県段階やブロックでは出来ないきめ細かいコミュニケーションを大切にしています。

アンケート、往復文書、資料配布等、種々の方法で、いつも全支部員に対し支部活動の状況を伝え要望を聞くよう努力しています。

また、研修旅行、ビールまつり、忘年会、新年会、年度末レクリエーション等、2ヶ月に1回位の割合で親睦の機会も作っています。特に年度末レクリエーションは東京下町散策、観劇、スポーツ大会等楽しめる企画を心がけています。今年の3月には、上尾福祉会館から大宮盆栽村を経て大宮公園まで約10キロの距離を歩き快い汗も流しました。

**編集** 機関誌も会員相互の交流に役立っているではありませんか。

**支部長** そうです。保存して役立ててもらえるも

の、お客さん等にも見せられる体裁の良いものを作るよう心掛けています。内容については、一人でも多くの会員に誌面に登場してもらっています。行政書士業務は地域に密着したもので、上尾管内のことに重点を置いた編集をしています。

機関誌は会員だけでなく役所その他関係各所に配布していますが評判も上々のようです。

より良い機関誌を作るためにも、更に会員の積極的な投稿をお待ちしています。

### 時代の変化と行政書士業務

**編集** 最近特に行政書士を巡る問題が浮上してきているようですが。

**支部長** 政府の行政改革委員会の中にある規制緩和と小委員会に於いて運輸省から「行政書士による書類作成業務独占の廃止」の問題提起がなされ、現在論点公開の形で社会に投げかけられています。

これは非常に重要なことで、行政書士としては、何としても業務の独占廃止を紛細阻止しなければならない問題です。

行政書士は、役所に対して一般人から業務の依頼を受けて手続きの代行をするのですから、当然責任と自覚を持ち、正確な書類を作成、提出して依頼者の要望に答えているわけです。それを規制緩和の名のもとに、全て役所に出す書類が国民の自由な申請になった場合は、役所側も含めて混乱を生じたり、種々の事件にまき込まれたり、資本力のある者の利益追求の場になってしまう恐れもあり、重大な誤りになると思います。

現在の行政書士法の正しい認識の上に立てば、規制緩和の名のもとに行政書士の社会に果たしている役割を排除しようとするような行為は、到底納得できるものではありません。

このように、これからの行政書士は政治と無関係には存在しなくなっています。時代が著しく変化している中で、法改正により昨日まであった業務が明日は無くなるということも起ってきています。政治連盟の活動を強化して、意見の集約と要望に積極的に取り組んでいかなければなりません。

**編集** 時代の変化の一つにOA化もあると思いま

すが。

**支部長** これも世の中全体の進歩により、行政書士業務が従来の書類作成及び申請だけでは業務が出来ないところまで来ています。

ペーパーレス化ともいわれるフロッピー申請やオンライン申請等画期的な変化の中にあり、誰でもコンピューターを使って申請できる時代になりつつあります。

行政書士業務の一つ一つを、これらのOA化による申請とどう位置づけ、確認をとっていくか等、組織全体として早急に対策を立てなければならぬと思います。

申請に対するチェック機関、認定機関等は、行政書士が主体となって関わっていかなければ、行政書士制度があっても業務の実体は崩れていってしまうのではないのでしょうか。

他士業も同じような問題に直面しているわけですから、これからは税理士、司法書士等の他士業とも横の連絡を十分に取り、協議しながら対応していく時代になってきているのです。

**編集** 最後に、会員に対して何かひとことお願いします。

**支部長** 人は誰でもそれぞれの長所、利点を持っているので、支部としてはそれを活用していきたいと思っています。最近役員会の出席者も増えて活発になって来ています。

支部活動全般に更に多くの会員に参加してもらい、各人の知り得た情報を提供しあい、業務や事務所経営に役立ててもらえることを願っています。

**編集** 時代の大きなうねりの中で、会員個人の努力だけでは対応しきれない問題が種々あることを知り、支部長がかねてから支部活動の重要性、会員の資質と意識の向上、業務の拡充を目的して種々の努力を積み重ねて来られた理由を実感しました。

支部長は多忙な中でも広い趣味で気分転換をはかり活力を培っているようですが、そのあたりのことは次の機会にぜひご披露いただきたいと思います。

# 上尾支部の活動

平成  
8年度

平成8年度、上尾支部は、行政書士の資質の向上・情報交換・親睦・PR等を目標に活発な活動を実施しました。なかでも、しばらく活動を休止していた業務部会活動の再開、会員相互の情報交換の為の桶川地区、伊奈地区の懇談会、かねてから懸案だった伊奈町役場に於ける「行政手続き相談」の開設実現、近隣支部会員も参加した特別研修「行政書士の事務所経営」など、それぞれに意義あるものになりました。



▲伊奈町長小林昭一氏と「行政手続き相談室」開設について打合せをする長島支部長（平成8年10月）



▲支部研修会「就業規則作成と労働保険」の講師石倉富美子氏（平成8年10月）



▲支部研修会「営業年度終了報告書」の講師福田安伸氏（平成8年7月）



▲往く年来る年に思いを馳せ、親睦を深める忘年会（平成8年12月） 於寿司長



▲平成9年の業務と支部活動の発展を祈念して乾杯  
(平成9年新年会) 於イコス上尾

## 平成9年新年会



▲支部新年会で会員を激励する江原貞治  
埼玉県行政書士会会長



▲新年会にご出席いただいた左より衆議院議員若松謙維氏秘書、県議会議員青木俊文氏、同山岸昭子氏、上尾市議会議員吉川公夫氏、大宮支部副支部長戸高尚氏、埼玉支部長佐藤元昭氏、イコス上尾野村孝晴氏



▲総会で「行政書士の歌」(長島敬一支部長作詩作曲)を合唱する会員



## 平成9年度支部定時総会



▲平成9年度上尾支部定時総会で報告する長島支部長



# 平成8年度 業務部会活動報告

## 建設業務部会

県内行政書士が手がけている業務で一番多いのが建設業に関するものである。

当部会では業務の研修と共に今後の業務の発展の為の活動を目的とした。

第一回（平成8年6月27日）

OA化、行政改革による業務の変化など、建設業許可申請等をめぐる最近の動勢についての情報提供、関連業務や今後の部活動の在り方について話し合った。

第二回（平成8年10月30日）

入札参加資格申請の時期に当たり、経審、入札についての情報交換、基礎的研修を行った。更に、業務拡大の為の方策について意見交換を行った。



## 法人業務部会

部会長 太田 信夫

法人業務部会では7月と11月に部会を開き、基礎的な研修を行った。

第一回（平成8年7月25日）

法人の概要と類似商号、事業目的の適格性について具体的な事例をあげて研修した。

第二回（平成8年11月14日）

株式会社、有限会社の比較、諸帳簿、各種提出

届の記載方法について研修した。

また、行政書士業務の拡大について話し合い、情報交換や交流も活発に行われた。



## 公安業務部会

部会長 友光 富雄

当部会は、希望者4名により8月スタート。日程等他の部会とのかねあいから、8年度は8月と12月の2回と定めた。

第一回（平成8年8月29日）

長島支部長の指導と援助に基づき、今後の活動の方向、取組み、範囲、実務面等について交流し、今後の運営について話しあった。

公安業務部会の項目、範囲

- イ、風俗営業許可関係
  - ロ、危険物取扱い関係
  - ハ、自動車免許関係
  - ニ、告訴、告発関係
  - ホ、損害保険等の関係
- 等々順次取組むこととした。

続いて、風俗営業許可関係についての概要、当地域での実態、今後の取組み等について話しあい、今後具体的に取組むこととした。

また、身近な車庫証明「自動車保管場所証明等」の実際について、記載例の注意点について研修した。

## 第2回(平成8年12月17日)

部会員は希望者が3人ふえて7人となる。

- 研究課題 風俗営業許可申請について
- 講師 長島敬一支部長
- 内容 許可申請や営業に関し、どのようなことを知っておくべきか(1号営業から6号営業まで)

豊富な知識と経験からわかりやすく、事例を交えながら解説していただき研修した。

最後に、来年度も引き続き、部会活動を実施することを申し合せた。



### 一般業務部会

部会長 鈴木 勝

当部会には、現在11名の部員がおります。

一般業務部会とは『業務部会に関する規程』の<別紙>⑤に、「農地転用又は戸籍若しくは建築確認申請書及び他の業務部会に属さない事項に関する各種書類の作成、手続、相談指導の業務を行う」と記されています。他の4部会より幅が広く、ややもすると焦点が定まらなくなる可能性がありますが、平成8年度は、1回目「道路位置指定申請について」2回目「土地の相続評価について」というテーマで研究会を開きました。

第一回「道路位置指定申請」(平成8年9月26日)

埼玉県行政書士会で平成7年12月に作成した「件別報酬算定マニュアルの報酬額」が実務と掛け離れているのではないかという意見がありました。

そこで、埼玉県住宅都市部建築指導課監修の

「埼玉県建築基準法施工条例と解説」を参考図書に実際に申請した資料に基づいて勉強しました。

事前協議申請書に添付する書類だけでも、1事前協議申請書、2事業計画概要書、3委任状、4開発区域位置図、5案内図、6公図の写し、7現況図、8求積図、9土地利用計画図、10造成計画図、11造成計画縦横断面図、12排水施設平面図、断面図、13給水施設平面図、14その他各種計画図(ゴミ集積所、電柱位置図等)、15隣接土地所有者の同意書(抵当権認定者含)等々があります。

このような書類と図面を作成し、行政(市町村)に提出しますと、関係各課から事前協議にかかる協議指導事項について「通知」という事で、申請のあった行為についての指導があります。指導事項をまとめて本申請の提出をし、許可後、工事着工し、中間検査、完了検査を受け、パスした後、道路位置指定番号が入ります。申請物件ごとに、行政の指導がありますので、良く市町村との打合せが必要です。事前調査をした上で、仕事を進めることが大事です。

第二回「土地の相続評価」(平成9年2月12日)

清文社発行の「路線価による土地評価の実務」を参考図書に、平成8年度の路線価図を見ながら、勉強しました。

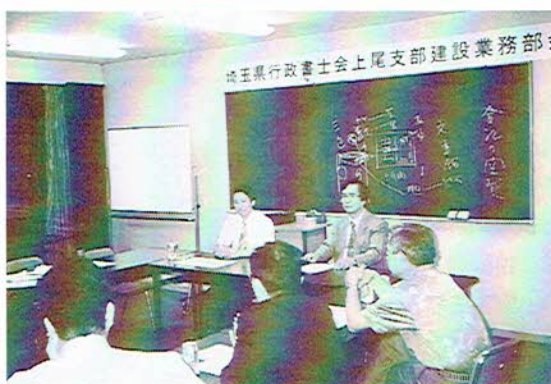
路線価図上の地図表示記号、借地権割合、土地の地形によって画地調整率(奥行価格補正率、側方路線影響加算率、二方路線、間口狭小、奥行長大、不整形地、無道路、がけ地、画補正率等)を計算しながら、路線価を算出します。1回だけでは習得できない量ですので、これからも継続して研究会を続ければ力になっていくと思います。



# 上尾支部事業報告〈主要〉

(平成7年11月～平成9年5月)

年 月 日	項 目	内 容	年 月 日	項 目	内 容
7. 11. 11	県書士会会館建設地区別説明会に参加	於上尾福祉会館	8. 25	ビールまつり	於武蔵野商事会議室
11～12	あげお祭りに参加	会員名入りチラシ配布、政令指定都市1分間アンケート、ゲーム(射的)他	29	公安業務部会	
12. 1	こだま10号発行		9. 1	監察月間活動	支部管内ポスター掲示、窓口指導
8	忘年会	中華料理「彩鳳」	～30		
8. 1. 4	新年賀詞挨拶まわり	上尾・桶川・伊奈各役所他	17	伊奈町相談室開設打合わせ	伊奈町長小林昭一氏
18	新年の集い	税務研修・懇親会於イコス上尾	19	第5回特別研修会	
3. 21	上尾市相談員研修会	於上尾福祉会館	8. 9. 26	一般業務部会	
31	年度末レクリエーション	東京上野界限散策	10. 15	桶川地区会員懇談会	於桶川東公民館
5. 9	平成8年度定時総会	行政書士法制定45周年上尾支部感謝状贈呈	24	第6回特別研修会	
23	特別研修会開講式	「行政書士の事務所経営」	30	建設業務部会	
8. 5. 25	県総会出席	代議員	11. 9	あげお祭り参加	会員名入りチラシ配布、相談コーナー他
29	政令指定都市1分間アンケート集計	集計結果を上尾市議会議長に提出	～10		
6. 26	第2回特別研修会		14	法人業務部会	
22	支部研修旅行	箱根湯本	21	第7回特別研修会	
23			12. 12	忘年会	於寿司長
27	建設業務部会		17	公安業務部会	
7. 11	研修会	営業年度終了報告書の作成	19	第8回特別研修会	
16	伊奈地区会員懇談会		9. 1. 6	新年賀詞挨拶まわり	上尾、桶川、伊奈各役所
18	第3回特別研修会		9	新年の集い	税務研修、懇親会於イコス上尾
25	法人業務部会		16	第9回特別研修会	東京地裁、日行連見学
8. 22	第4回特別研修会		2. 12	一般業務部会	
			20	第10回特別研修会	閉講式
			3. 21	上尾市相談員合同研修会	於上尾福祉会館
			9. 3. 30	年度末レクリエーション	上尾福祉会館-大宮盆栽村ウォーキング
			5. 15	平成9年度定時総会	於イコス上尾



▲活発に意見交換する業務部会

# 行政書士の事務所経営

総務部長 友光 富雄

平成8年度上尾支部主催一長期特別研修「行政書士の事務所経営」を、昨年5月から平成9年2月まで、延10回にわたって実施しましたので、概要を報告します。

平成8年度は、事務所を開設してから日が浅い方々と、ややもすれば機能的・实际的に事務所として確立していない面が多々伺われることに鑑み、事務所を経営的観点から見直し、行政書士の経営、実力アップのために、次の要領・内容で実施した。

## 〔概要〕

### 1. 日程等

- 平成8年5月から平成9年2月まで月1回、計10回
- 時間 午後6時から9時
- 会場 上尾市福祉会館

### 2. 参加者

- 支部内外希望者 34名  
(支部会員18名、近隣支部16名)  
毎回出席率7割以上



▲第3回講師小栗重美氏

### 3. 経費

- 特別会計制  
参加者の会費で賄う。  
(会場費、通信費、講師の謝礼等一切)



▲東京第2弁護士会館会議室にて(第9回)

- 会費 参加者一人当たり10,000円

### 4. 講師

- 弁護士、税理士、行政書士(支部内外)等

### 5. 内容

「日程表」参照。

効率のよい事務所経営をめざし、収益の確保、顧客への適切な対応、時間の配分、事例および留意点などに取組んだ。



▲第5回講師近藤定雄氏

### 6. 成果

上尾支部主催、長期特別研修も平成3年度から取り組み、平成8年度で6回目を数え、年々参加者が増えてきた。

ちなみに、

- 平成3年度 農地関係研修会
- 平成4年度 簿記研修会

# 特別研修会報告

平成5年度 開発業務研修会

平成6年度 相続関係手続き研修会

平成7年度 政令指定都市問題研究会

と取り組んできた。

今年、特に「事務所」を中心に据えての研修で、開業して日の浅い方も、中堅、ベテランも含めて、内容が広く深く、単なる事務所のあり方に止まらず、行政書士特



▲第7回講師坂本廣身弁護士

有の内在する課題、経営そのもの即ち、顧客の開拓、受注から取組み、受渡しと経理、税務へのアドバイス、そして従業員の教育、支部活動、はては事務のOA化等々多岐にわたり、参加した多くの方々に深い共感と励ましを与えたと感じております。

また、今年1月には、埼玉県行政書士会顧



▲閉講式は長島支部長の指導でフォークダンスも楽しむ

問弁護士坂本廣身先生の援助で、東京地方裁判所公判状況の見学も実施し、視野を広げることができました。

このような取り組み実践も、長島支部長の優れた企画性、指導性、行動力に得るところが多く改めて謝意を表し報告と致します。



▲体験発表をする武藤さん

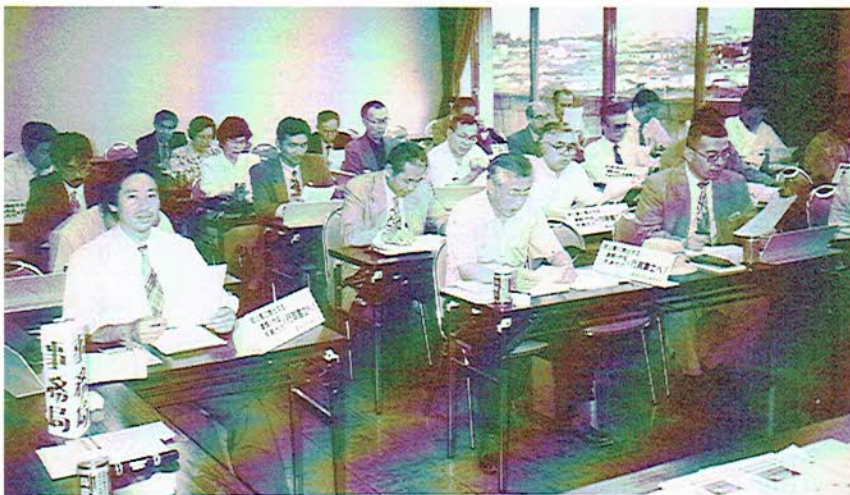


▲行政書士会歴代ポスターを掲示（第2回）

武藤 さん

「行政書士の事務所経営」日程

年 月 日	内 容	講 師
平成 8 年 ① 5 月 30 日 (木)	開講式 業務上の条件 (資質・立地条件・開業のポイント)	講師 長島敬一支部長
② 6 月 20 日 (木)	営業活動・PR (営業活動・顧客の開拓・支部活動)	講師 金杉正美氏 (広告代理店社長)
③ 7 月 18 日 (木)	企画性・指導力・行動力 (OA化対応・総合力・その他)	講師 小栗重美氏 (浦和支部)
④ 8 月 22 日 (木)	経理・税務・職員教育 体験発表	講師 長島敬一支部長
⑤ 9 月 19 日 (木)	業務の発展・向上 (ステップアップの方策・兼業)	講師 近藤定雄氏 (浦和支部)
⑥ 10 月 24 日 (木)	顧客・役所窓口との対応	講師 長島敬一支部長
⑦ 11 月 21 日 (木)	法律と業務・仕事の拡がり (法律・規則・通達と業務)	講師 坂本廣身氏 (埼玉県行政書士会顧問弁護士) 講師 松田景氏 (弁護士)
⑧ 12 月 19 日 (木)	資質の向上と品位保持 (総合的コンサルテーション)	講師 長島敬一支部長
平成 9 年 ⑨ 1 月 16 日 (木)	東京地方裁判所・日本行政書士会館見学	案内 坂本廣身弁護士
⑩ 2 月 20 日 (木)	体験発表 (成功事例・参考事例) 閉講式	



▲熱心に講師の話を聞く受講生

## 政令指定都市に関する

# 1 分間アンケート集計結果

浦和、与野、大宮を核とした政令指定都市を作ろうという機運の高まってきた折柄、行政と住民のパイプ役ともいえる行政書士として、上尾市と伊奈町が政令指定都市に加わることについて、住民の意識調査と関心を喚起することを目的に、平成7年度の上尾支部活動として「1分間アンケート」を実施しました。

集計結果は次のとおりです。「1分間アンケート」の設問と合わせてご覧下さい。

- (1) アンケート実施場所
  - ・上尾駅コンコース 平成7年7月30日(土)
  - ・あげお祭り会場 平成7年11月11日(土)、12日(日)
  - ・行政書士会上尾支部会員 顧客・地域住民等……随時
- (2) 集計方法  
上尾市民と上尾以外の地域住民とに分けて集計
- (3) 集計結果(アンケート合計 1,142枚)

問	地 区	1	2	3	無 回 答	
1	上 尾	787	79		8	
	上尾以外	212	55		1	
2	上 尾	130	569	146	29	
	上尾以外	34	147	78	9	
3	上 尾	321	371	122	60	
	上尾以外	84	107	66	11	
4	上 尾	151	678		45	
	上尾以外	102	142		24	
5	上 尾	651	93	126	4	
	上尾以外	142	21	81	24	
6	よ い 点	a	b	c	d	e
	上 尾	472	294	445	172	13
	上尾以外	104	66	109	35	6
	心 配 な 点	a	b	c	d	e
	上 尾	358	140	212	172	24
	上尾以外	102	33	56	118	1

・住 所	上尾市	874	上尾以外	268				
・職 業	会社員	公務員	自営業	学 生	そ の 他	不 明		
	上 尾	272	31	114	51	354	32	
	上尾以外	103	14	19	13	119	20	
・性 別	男	上 尾	403	上尾以外	111			
	女	上 尾	471	上尾以外	157			
・年 齢	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不 明	
	上 尾	45	70	147	166	212	197	37
	上尾以外	6	42	64	41	30	31	54

# 1 分 間 アン ケ ー ト

主催 埼玉県行政書士会上尾支部  
 責任者・支部長 長島敬一  
 上尾市富士見 2 - 3 - 24  
 TEL 048 - 775 - 2383  
 FAX 048 - 775 - 1706

住 所	市 町	職 業	会社員 学生	公務員 その他	自営業	性 別	男	女	年 齢	歳	記 入	平成 年 月	年 日
--------	--------	--------	-----------	------------	-----	--------	---	---	--------	---	--------	--------------	--------

■該当する番号を○で囲んで下さい。

問1. 最近「政令指定都市」ということが話題になっていますが、あなたは知っていますか。

- 1 知っている      2 知らない

問2. 埼玉の政令指定都市について、あなたは関心が有りますか。

- 1 非常に興味を持っている      2 関心がある      3 関心がない

問3. 「政令指定都市」とはどういうことか知っていますか。

- 1 知っている      2 少し知っている      3 知らない

問4. 埼玉の政令指定都市施行について、現在二つの考え方があります。

- (A) 先ず浦和、与野、大宮の三市で政令指定都市をつくり、その後上尾市、伊奈町等が加わる二段階方式。  
 (B) 最初から浦和、与野、大宮、上尾の四市と伊奈町の四市一町で政令指定都市をつくる合同発足方式。

あなたはどちらの考えに賛同しますか。

- 1 (A) の方式      2 (B) の方式

問5. 現在「政令指定都市」制定についての運動が始まっていますが、上尾市、伊奈町が政令指定都市に加わることに

- 1 賛成      2 反対      3 わからない

問6. 「政令指定都市」になった場合の良い点、悪い点は何だと思えますか。

(該当するもの全部に○をつけて下さい)

- 【よい点】 a 埼玉のイメージアップになる。  
 b 埼玉県にも政令指定都市が一つはあった方がよい。  
 c 将来、政治、経済、文化の中核が出来る。  
 d 時代の流れである。  
 e その他 ( )

- 【心配な点】 a 税金が高くなるのではないか。  
 b 議員の定数が減るので、住民の意思が行政に反映しにくくなるのではないか。  
 c 地価が上がるのではないか。  
 d 役所が遠くならないか。  
 e その他 ( )

「政令指定都市」について、あなたのご意見を聞かせて下さい。

〔ご協力ありがとうございました〕

<主な意見・要望抜粋> (順不同)

- ・2000年以降のために必要。
- ・一日も早く実現してください。
- ・自治権の拡大が良いと思う。
- ・上尾ももっと早く運動を起こすべきだった。
- ・U & Aを守れ。
- ・ミニ東京でない特色のある町作りを望む。
- ・今のままでよい。
- ・福祉を充実して弱者に住みよい町作りを。
- ・合併して議員の数を削減して。
- ・よく分かるように知りたい。PR不足では。
- ・大埼玉市の名称はいや。



# メッセージ

埼玉県行政書士会上尾支部の更なる発展と  
今後の活躍を期待します。

埼玉県行政書士会会長	江原貞治
埼玉県行政書士会顧問	柳 栄一
衆議院議員	若松謙維
埼玉県議会議員	青木俊文
埼玉県議会議員	山岸昭子
埼玉県議会議員	尾花正明
上尾市長	新井弘治
桶川市長	上原榮一
伊奈町長	小林昭一
上尾市議会議長	須田清夫
桶川市議会議長	岡地義夫
伊奈町議会議長	鳥海努英
上尾市議会議員	浅野目義喜
上尾市議会議員	岡野昭夫
上尾市議会議員	佐野昭夫
上尾市議会議員	蓮見孝
上尾市議会議員	森島岐代子
上尾市議会議員	矢部克夫
上尾市議會議員	吉川公夫

埼玉県行政書士会中央ブロック

大宮支部長	沼野博文
鴻巣支部長	矢澤博
埼玉北支部長	掘越哲夫
埼玉葛支部長	佐藤元昭

●上尾支部研修会の講師としてご協力  
 いただいた方々（支部会員講師は除く）

—昭和48年12月～平成9年3月—

坂本廣身弁護士

松澤宣泰弁護士

松本輝夫弁護士

松田 景弁護士

平井清作弁護士

藤木孝男弁護士

山崎 正弁護士

海老根進公証人

増田正廣税理士

小川富且税理士

佐藤元昭司法書士

村岡武仁社会保険労務士

石倉正仁社会保険労務士

相澤 尚土地家屋調査士

黒須宣之助一級建築士

黒須弘年一級建築士

小栗重美行政書士

近藤定雄行政書士

金杉正美(株)サムライ社長

松崎健浦和家庭裁判所調停委員

大宮社会保険事務所

大宮保健所上尾支所

上尾警察署交通課

上尾警察署防犯課

上尾市役所商工課

上尾市役所市民課外国人登録係

上尾市役所管財課

上尾市役所開発指導課

上尾市役所農地課

上尾市農業委員会

荒井松司前上尾市長

石山一男元上尾市助役

柳井真太郎元上尾市議会議長

小林幹男元埼玉県総務部長

太田元協和銀行上尾支店長

西武信用組合上尾支店長

■ダイヤルメモ

上尾市役所	本町3-1-1	775-5111	大宮保健所上尾支所	緑丘2-1	775-4711
桶川市役所	泉1-3	786-3211	埼玉県庁	高砂3-15-1	824-2111
伊奈町役場	小室9493	721-2111	大宮公証役場	桜木4-218	642-4355
上尾警察署	本町5-1-1	773-0110	浦和公証役場	高砂3-7-2	831-1951
上尾税務署	西門前577	776-8211	大宮労働基準監督署	東1-170	641-9321
上尾県税事務所	南239-1	772-7111	大宮社会保険事務所	桜木2-292	641-6416
浦和地方法務局			上尾市消防本部	上尾村537	775-1311
上尾出張所	西門前753-1	771-0239			

# 境界の ひらけ



## 公道(道路)との境界 立ち会いについて



荒岡克巳

土地と道路とは不可分一体の関係にあります。いかなる土地も、直接または間接的に道路に接します。その道路も、私道と公道に分類することができます。今回は、そのうちの公道についてお話させていただきます。

公道はさらに、国道(建設省管理)・都道府県道(各土木事務所管理)・市区町村道(市区町村管理)など(例外的に林野庁の道路等)に分類されます。ですから、境界に関して測量などが必要になった場合、接している道路が、上記のいずれに該当するか、調査が必要です。調査にあたっては、まず市区町村に聞くのが妥当でしょう。(国道は、すぐわかるでしょう)。そして、その道路の管理者がわかりましたら、その役所に出向き道路の境界確定図・道路台帳図などの写しをもらって現地にて確認、照合を行います。この

とき役所でもらった図面についてその図面が作製された年月日がかかなり経過していると現地との不一致が生じたり、境界そのものが亡失していることが多々あります。このような場合は、その道路管理者に対して現地での復元・復旧の申し出をします。そうしますと後日、確定図に基づいて境界が復元されます。

一方、そもそも境界確定図が未だ作製されていない道路は、新たに境界確定の申請が必要です(道路管理者ごと申請様式が異なります)。申請する際は、当該土地と隣接地並びに道路を挟んだ向かいの土地の所有者を管轄する法務局で調査し、公図・案内図などを添付します。申請後、2～6週間後(必ず平日)に関係所有者全員と道路管理者側が立ち会いを行います。(この時、申請地の所有者以外には申請者が全て連絡をとります)

この立ち会いの際、管理者側が道路境界線を現地にて示します。これに、所有者個々が承諾・同意してはじめて境界が確定します。

もし、境界線について所有者のいずれかが同意しなかった又は納得しなかった場合は、

その所有者が、関係する部分については再立ち会いもしくは、境界不調となり道路が未確定となり、申請者にとって必要な土地の確定が出来ず多大な影響を及ぼします。

現在、法務局サイドでは、分筆測量などの登記申請の際、必ず道路の確定図の添付を求めているので、道路が“不調”となると手続きそのものが出来なくなります。

以上、はなはだ拙い説明ではありますが、私の経験を含めた話をさせていただきました。

## 行政書士をめざす方へ



内 田 淳 一

ここ数年、独立開業ブームであり、書店に行くと、このての本がやたらに目につきます。そこで私は今回、これから行政書士を目指す方へのメッセージを送ります。私自身、入会10ヶ月の新米であり、仕事も数軒しかしておりませんので、実務的なことでなく、資格の取得から開業までをお話しさせていただきます。

さて、初めに行政書士試験ですが、10年前までは、入門資格といわれていましたが、現在は平均合格率6%という難関となり、1年程度の勉強期間では、安心できません。私の場合、一般教養科目が苦手でしたのでこちらを重点的に勉強しました。カセットテープに教科書の内容を自分で録音してひまさえあれ

ば聞いていました。資格学校等で販売している物も多数ありますが、自分の声で録音したものの方がよく記憶に残ります。

次に論述ですが、試験当日までどんな問題が出るか、まるで予想がつかないのが難点です。しかし心配いりません。学術論文を書くわけではありません。よく専門用語を多用して高度な文章を書く人がいますが、これは逆効果です。それよりも、例えば「規制緩和…」と出題されたならば、そっくりそのまま、論文の初めと中間、終りにその言葉を書いてあげると、採点する人も楽に読めます。コツは採点者に楽させてあげることです。

最後に法令ですが、これは過去の問題集を何度も解き、テキストはコンパクトな物を一つだけ使用する。これで充分です。

次に合格後の開業ですが、私は合格後すぐに登録してしまいましたが、やはり一年間位勉強してからの方がベストだと思います。簿記やワープロ、実務の本などを一応読み、また開業地域の市場調査（どんな業務が多いのか）などを一年間位研究してから開業すべきでしょう。かくいう私も現在、その最中です。そして自分の所属する単位会及び支部の活動に積極的に参加することは言うまでもありません。誌面の関係上、多くは書けませんが、希望を持って入会して来て下さい。



## 特別研修に参加して 「知識と、感動をいただく」



埼玉支部 小野田 肇

私は、平成七年の九月に入会致しました。前職は自営業だったので、全くの無知識で、何をどこから始めたらよいのかわからず、途方に暮れていた丁度その頃、上尾支部様より特別研修のお誘いを頂きましたので、渡りに舟とばかり参加致しました。

一日三時間、月一回、十回連続の研修会でしたが、これが又、私達には「ぴったりの初心者講習」で、願ってもない内容のものであり、乾いた砂に水がしみこむ様な思いで聞くことができました。講義は外来の講師も交え、主として長島支部長様がこれにあたり、大変迫力のある現実的・実践的内容で、私は皆出席でむさぼる様に聞きましたが、他の受講者も新人が多かったので、同じ思いの様であり、欠席も少なく、そして誰も居眠り一つしない充実した講義でした。

どうして、こんなに充実した講義になったのか、私なりに考えてみますと、次の様な三点があげられると思います。

第一に、私達が「最も聞きたかった内容」であったことがあげられると思います。新人として、何を、どこから始めたらよいのか迷って居ましたので、開業のポイント、事務所経営、経理、PR等の講義はぴったりでし

た。

第二に、「講師そのものが生きた教科書」として、私達のよき目標となる人だったことです。行政書士業で生活できるのか不安でしたが、事務所経営者としても優れた実績を持つ長島先生が、直接「生きた教科書」として話す講義ですので、この上ない迫力と説得力のあるものでした。

第三に、「情熱に圧倒される講義」でした。ハナシの中に、ものすごい情熱とパワーが充満していて、一瞬もゆるみが無く、「伝えたい、教えたい」と云う先生の情熱と、一方「聞きたい、受け取りたい」と云う気持とがぶつかりあって、真剣勝負の様なやりとりと緊迫感のある講義となり、人間と人間、心と心がぶつかりあう極めて充実した時間であったので、私は「貴重な知識と共に、深い感動」をいただいた思いがしています。

この研修の出会いのおかげで、行政書士として独立独歩できそうな自信がついたことはもとより、良き師と新しい友人もでき、大変な財産をいただいたとも思っています。

一方、この研修に出会わなければ、今だに「孤独な低迷」を続けていたかと思しますので、できればこうした研修を上尾はもとよりのこと、各地で多く行なっていただける様なれば、新人は早く飛躍でき、ベテランにとっても、絶えざる研鑽の機会ともなり、業界全体の大きな力になって行くと思います。

特に、最後の「裁判所見学」では、つくづくこの仕事が、「大きな社会的責任を負う仕



▲業務の体験発表をする小野田肇氏

事」との思いを強くしましたので、次回にも参加させて頂き、「私の生涯研鑽」の第一歩として行きたいと思っております。

## “第23回あげお祭り” 身近な相談相手をアピール



寺 崎 三 義

◇相談コーナーの中にゲームコーナー？

第23回あげお祭りが、例年どおり市民体育館・ゆりが丘公園で、11月9～10日の両日天候にも恵まれ盛大に開催された。

相談コーナーで常に子供の列が絶えないのが、わが行政書士会上尾支部のゲームコーナーである。その人気のゲーム“射的”はストレス解消に有効なせいか、大人の方々も大勢参加され賑やかな二日間となった。

相続相談の大看板と行政書士の業務内容一覧・支部会員名簿の配布をしたせいか、相談者も増えたようだ。当会があげお祭りに参加をはじめてから今回が四回目になるようだが、初参加の時相談コーナーには場違いの感じがするゲームコーナー開設を決断された先達の

烟眼には只々脱帽あるのみである。多数の市民に知られ、親しまれ、信頼されるための手段として、人が多く集まり楽しい雰囲気の中で看板や印刷物により行政書士の業務内容を宣伝することは、極めて有効と思われるからである。

◇年一回のふれあいを大切に

“行政書士に対する社会評価はイマイチ”  
“一般市民は行政書士を知らない”と言われている。残念ながら私にもこの実感がある。

このような催しの場で行政書士の業務内容を説明し、会員名簿を手渡すと反応は悪くない。特に中高年女性の反応は良かったように思う。今回私はたった一日のささやかな活動だったが、年一回の市民とのふれあいを大切にし、次回も参加したいと考えている。小さな活動の積み重ねの上に市民からの認識・信頼・評価が高まり、職域拡大の大輪の花が開く夢を持ち続けたい。

この催しの準備に多くの時間と企画、気づき、労力を費やして下さった支部長はじめ幹部の方々並びに関係者の皆さんのご努力に敬意を表します。

## 歴史と温泉の街 箱根をたずねて



石 倉 富美子

平成八年度上尾支部研修旅行は（六月二十二日～二十三日）「歴史と温泉の街箱根」を

たずねることになった。新宿駅より小田急線のロマンスカーにて小田原へ出て小田原城を見学し、小休止のあと箱根登山鉄道にて箱根湯本へと向った。

箱根湯本は箱根観光の玄関口で、箱根七湯の一つとして昔から賑わっていた温泉郷。早川と須雲川の合流点にあたり、川沿に立つ旅館やホテルが山容に映えて情緒ある雰囲気漂わせていた。

最初に訪れたのは町立郷土資料館で、館内は「箱根八里」「湯治の道」「生活の道」三つのテーマに箱根の歴史が紹介され大変興味深いものがあった。

次に早雲寺、ここは秀吉が小田原攻めの際に本陣が置かれたとか。境内にある梵鐘もその時に使われたものとの事。かなりの歴史を感じさせられた。

次に旧東海道の山際に高さ2mの放光地藏のある正眼寺は、富士の裾野の仇討ちで有名な曾我兄弟ゆかりの寺で、歴史を偲ばせる史跡や松尾芭蕉の句碑等を見学した頃、陽も西に傾き始め、今日の予定のコースも終了となり今夜の宿の福寿荘へと向った。

山のいで湯で疲れをいやした後、酒をくみかわし乍ら自分達の経験談等に花を咲かせ、十分に会員相互の親睦を計ることが出来た。

明けて二十三日は江戸時代に築かれたと云う石畳を歩いて、箱根観音、玉簾の滝を見学した後、私達は山寺のひなびた風情とアジサイで知られる阿弥陀寺へと向った。石仏が並ぶ急な山道を登りつめたところにひっそりと

山門が立つ浄土宗の寺で、茅葺き屋根の本堂で箱根ゆかりの皇女和宮の黒本尊、インドのアショカ王が分配したと伝わる仏舎利も安置されている。数千株のアジサイが植えられていると云う事だが、時期が早いせいのところどころ私達を歓迎してくれている程度だった。今回の旅行は車を使わない旅行なのでかなり足は疲れていて、この急な山道は皆大変きつく、汗を流しながらはげまし合って頑張った。

小休止のあと下山し、ふもとにある「ベゴニア園」で美しく咲き乱れる花を觀賞しながら味わったワインゼリーの味が忘れられない。

今回の旅行最後のコースは箱根湯本駅の裏山にある湯処かっぱ天国、急斜面の石段を登った所の露天風呂で疲れを流し、箱根湯本駅より再びロマンスカーにて帰路についた。

美しい自然の中で汗をかきながらの思い出多い旅が出来た事に感謝しつつ。

## レクリエーションに参加して



木村意久

恒例となった年度末レクリエーションに参加した。日曜毎に降っていた雨もこの日は快晴となり、ハイキング日和となった。福祉会館前に集合し、支部で用意して下さったお弁当をいただいて九時三十分出発。

水上公園の中を通り抜け、車の少ない裏道



▲漫画会館前で完歩記念撮影

を歩き、タンポポや道端の可憐な花を眺めたり、不断気付かない事が歩いていると目に入ってくる。気がつくとき大宮市民の森グリーンセンターに到着し、花を眺めながら小休止して盆栽村へと歩き出す。

盆栽村はその名の通り一般家庭にも緑が豊富で、落ちついた雰囲気を感じ出している。もみじ通りの盆栽四季の家にたどり着き、持参したお弁当をひろげ熱いお茶で喉を潤し疲れを癒した。

盆栽園には手入れの行き届いた盆栽が整然と並べられている。お盆に乗るような小さな木なのに、なぜか大きく優雅に見えてくる。百年以上も経った松や、小さな小さな鉢に植えられても、その姿形は大きなものと変わりがなく、力強く太陽を浴びている。最近ではアメリカやヨーロッパでも愛好家が増えているとか、盆栽は人の心を豊かにしてくれる不思議な力を持っている。

けやき通りやかえで通りを散策し漫画会館を見学。漫画会館は日本で初めてのプロ漫画家北沢楽天を記念して、その住居跡に大宮市

が建てたもので、今回は戦中戦後に活躍された小川武の時事漫画が展示されていた。

つづいて県立博物館へ。ここでは「特別展 歴史をあるく埼玉の札所めぐり」と題して、秩父札所一番の四万部寺から三十四番札所の水潜寺までの各寺の仏像が展示されていた。

花に誘われ大宮公園へ。見事に開花した桜の下にゴザを敷いて腰をおろし、和気藹々と語り合いながら心ゆくまで桜を堪能し、現地解散となり家路についた。

## 私の父



井原 幸勝

平成七年九月、地方公務員として頑張ってきた父は退職を迎えることになった。

朝六時二十分に起床、七時にはバイクで家を出て（年をとってからは小さな車で）駅まで十分足らず。「何があるか分からないから、いつも早めに仕事先の市役所に着くようにしている」と八時には到着していたようだ。

夕方六時十分になるとバイクの音（車の音）が聞こえ、帰宅していたという毎日。有給休暇も「病気になった時のためにとっておくものだ」とほとんど使ったことがない。私にとっては典型的な地方公務員に映った。

これからは当然ゆとりのあるのんびりとした第二の人生を母と一緒に過ごすものとばかり思っていた。



それが突然、「行政書士として頑張ってみる」と聞いた時は「!？」と思った。行政書士という言葉は聞いたことがあるし、大体の仕事内容は分かっていたものの、資格がなければできない。ところが父は既にその資格をもっていた。それどころかその他にも私には聞いたことのない難しそうな資格を、仕事を頑張りながらいくつも取得していた。これには私も驚いたと同時に尊敬もした。

ただ、こんな田舎に行政書士の看板を出しても果たして仕事がかかるのだろうかという母や私達の心配をよそに、行政書士として歩き出した父は、仕事を頂くというよりもまず「勉強」と、様々な知識を身につけるために、(今でもそうだが)月に何度かある研修や講習を必ず受け、行政書士に関する本を買って読み、退職してから初めてのワープロも自分で本を見ながらたたき始めたり(今ではかなり上達したようだ)……と、まじめな父の性格がうかがわれる。

現在では、地元に関係した仕事の依頼が少しずつではあるが入ってきており、地元の人達のために頑張っている父の姿を見て安心すると共に誇りに思っている。

とにかくこれから先、どのようになっていくのかわからないが、父はこの行政書士という仕事が好きなようだし、私の目から見ても父にはピッタリの職業だとも思うので、健康には十分に注意して自分の為にも家族の為にも頑張ってもらいたい。

## 母校と故郷



島村 充

毎年正月がくると、楽しみにしていることが一つある。それは箱根駅伝のテレビ中継だ。テレビの中に、見慣れたユニホームが映し出されると、いつの間にかくいいるように見つめてしまう。それは、母校のユニホームを着て一生懸命走る後輩を応援したいという感情ではない。寧ろある種の懐かしさが私の胸に去来する。青いペンキを空一面にひっくり返したように良く晴れた日に、大学の正門までの道のりを歩いていると、緑のウインドブレーカーを着た選手たちが私の横を通り過ぎる。そんな情景をととても懐かしく思い出してしまうのだ。

私は、生まれてから上尾という町にしか住んだことがない。もちろん、転勤を経験したこともないし、今のところ何処か遠い町へ引っ越そうかと考えたこともない。ただこれだけは言える、上尾という町も遠く離れてみれば同じようにとても懐かしく思うのじゃないかということ……。



# 強く大きく

(行政書士の歌)

作詩・作曲

行政書士 長島敬一

- 1 建設業から車庫証明 許可の手続き その基礎に  
ペンを走らせ 腕ふるう 行政書士の<sup>ささ</sup>えあり  
そうだ みんなの夢のせて 空に大きな虹描く
- 2 会社の設立 風俗営業 開業手続き その基礎に  
知識の泉 惜しみなく 行政書士の<sup>ささ</sup>えあり  
そうだ 日本の幸こめて 山にくっきり雲が舞う
- 3 外人登録 帰化にビザ 書類の手続き その基礎に  
豊かな経験 たくましく 行政書士の<sup>ささ</sup>えあり  
そうだ 世界の輪をひろげ 海に平和の<sup>ひら</sup>陽を照らす

# 強く大きく

(行政書士の歌)

作詞・作曲

行政書士 長島敬一

けんせつ - ぎょうから しやーこ (しやーめい) まいか  
のー てつが き そー の きと<sup>に</sup>  
ペ-んは はらせ うでふるう ぎょうせい (よ)の <sup>さ</sup>えあり そう  
はー かんた の <sup>ゆ</sup>め のせ て <sup>そ</sup>ら  
にー おおき な にー じーえがー

## 建築士事務所登録申請

建築士が、報酬を得て設計等を行うことを業務とする場合は、建築士法第23条第1項の定めにより、建築士事務所の登録をすることが必要です。建築士を使用している者も同様の登録をしなければなりません。

### (1)設計等とは（建築士法第21条）

- ・ 建築物の設計
- ・ 建築物の工事監理
- ・ 建築工事契約に関する事務
- ・ 建築工事の指導監督
- ・ 建築物に関する調査又は鑑定
- ・ 建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理

### (2)建築士事務所登録の有効期間

- ・ 建築士事務所登録の有効期間は5年です。
- ・ 有効期間満了後も引き続き業務を行なう場合は、更新手続きが必要です。更新手続きの申請期間は、期間満了の2か月前から30日前までです。

### (3)申請の為の要件

- ・ 管理建築士が常勤していること。
- 一級建築士事務所、二級建築士事務所、木造建築士事務所にはそれぞれの資格を持った建築士が専任して管理しなければなりません。尚、管理建築士は一事務所に一人必要。

### (4)申請に必要な書類等

1. 登録申請書一式（正本・副本）
  - ・ 建築士事務所登録申請書表紙
  - ・ 建築士事務所登録申請書
  - ・ 業務概要書
  - ・ 所属建築士名簿
  - ・ 登録申請者と管理建築士の略歴書
  - ・ 誓約書

※(社)埼玉県建築士事務所協会では有償領布

2. 開設者の住民票（個人の場合）  
発行日から3か月以内のもの
3. 法人の謄本（法人の場合）  
発行日から3か月以内のもの
4. 定款の写し（法人の場合）

会社の代表者印で原本の写しであることを証明する。

5. 管理建築士に関するもの
  - ・ 住民票（本籍地記載）  
発行日から3か月以内のもの
  - ・ 建築士免許証の写し

原本を提示

## 申請に必要な書類

必 要 書 類 (正本、副本共に添付。副本には写しでも可)		新 規		更 新	
		個 人	法 人	個 人	法 人
登録申請書一式(正本、副本)		●	●	●	●
開設者の住民票(発行日が3か月以内のもの)		●	—	●	—
登記簿謄本(発行日が3か月以内のもの)		—	●	—	●
定 款 の 写 し		—	●	—	●
管理建築士	住民票(本籍地記載)(3か月以内のもの)	●	●	●	●
	建築士免許証の原本と写し	●	●	●	●
	専任証明書(専任を証する書類)	●	●	—	—

(●・・・必要 —・・・必要なし)

・専任証明書

### 6. 登録手数料

一級建築士事務所 15,000円

二級建築士事務所 10,000円

木造建築士事務所 10,000円

尚、納付は都道府県の収入証紙を貼付。

### (5)申請書提出先

埼玉県の場合

埼玉県住宅都市部建設指導課

### (6)登録後の変更届等

次の事項に変更があった場合は、2週間以内に届け出なければなりません。

- ・建築士事務所の名称
- ・法人の商号
- ・法人の住所または事務所所在地
- ・開設者の氏名(個人登録の場合)
- ・法人の代表者
- ・管理建築士

## 標 識

建築士事務所の名称	
登 録	(一級、二級、木造)建築士事務所 平成 年 月 日 埼玉県知事登録 ( ) 第 号
開 設 者	氏 名
管理建築士	(一級、二級、木造)建築士 氏 名

↑ 25 cm 以上 ↓

← 40 cm 以上 →

・法人の役員

・所属建築士

尚、開設者を個人から法人にする場合、二級建築士事務所から一級建築士事務所にする場合(またはその逆)等の登録区分の変更をする場合は変更届の提出ではなく、現在登録してある建築士事務所を廃業し、新規の建築士事務所登録の手続きが必要です。

## 役員一覽(平成9・10年度)

### 埼玉県行政書士会上尾支部

顧問 鳥海 努  
 相談役 畑田錦男 岡野秀之助  
 支部長 長島敬一  
 副支部長 斉藤 保 鈴木 勝 渡部 廣  
 理事 友光富雄(総務部長)  
 寺崎三義(経理部長)  
 荒岡克巳(事業部長)  
 石倉富美子(広報部長)  
 綿永一雄(厚生部長)  
 島村 充(青年部)  
 照井惇夫 大木 正 大木富士夫  
 木村意久 中村喜真 関根富次  
 井原幸勝 内田淳一 平井加恵子  
 武藤 成子  
 監事 太田信夫 佐藤光正

### 日本行政書士政治連盟上尾支部

支部長 長島敬一  
 副支部長 斉藤 保 岡野秀之助 鈴木 勝  
 幹事長 友光富雄  
 副幹事長 渡部 廣  
 幹事 石倉富美子(会計)  
 綿永一雄 島村 充 井原幸勝  
 監事 佐藤光正 太田信夫

### 埼玉県行政書士会役員等

副会長	長島 敬一
(経理部・企画開発部・車庫証明委員会担当)	
会館建設特別委員会委員長	長島 敬一
顕彰委員会委員	長島 敬一
理事(企画開発部副部長)	荒岡 克巳
広報部員	石倉富美子
監察連絡委員	綿永 一雄
上尾車庫証明センターセンター長	石川 勝章
政治連盟副幹事長	友光 富雄
史跡めぐりクラブ代表世話人	岡野秀之助
青年クラブ世話人	内田 淳一
広報通信員	寺崎 三義

# 会 員 消 息



## 【入 会】

内 田 淳 一 氏

事務所 上尾市原市1181-29

電 話 048 (723) 6385

F A X 048 (723) 6385

登録日 平成8年4月30日

行政書士として扱っている主な業務

- ①会社設立
- ②各種契約書・内容証明
- ③建設業許可申請
- ④宅建業免許申請
- ⑤車庫証明、自動車登録・変更業務

行政書士になる前の職業 会社員

趣 味 読書

信条及び好きな言葉 継続は力なり

武 藤 成 子

事務所 上尾市向山379番地の17

電 話 048 (781) 8857

F A X 048 (781) 8904

登録日 平成8年5月1日

行政書士として扱っている主な業務

- ①会計記帳代行
- ②法人設立
- ③内容証明書
- ④相続関係業務

兼業等 社会保険労務士

趣 味 園芸、読書（小説）

信条及び好きな言葉 和

荒 岡 克 巳

事務所 桶川市北1丁目7番10号

電 話 048 (776) 5581

F A X 048 (776) 6026

登録日 平成8年9月18日

行政書士として扱っている主な業務

- ①開発行為許可申請
- ②農地転用申請・農用地除外申請
- ③宅建業免許申請
- ④建設業許可申請
- ⑤在留資格審査関係申請

行政書士になる前の職業 測量業

兼業等 測量事務所

趣 味 歴史探訪、語学

信条及び好きな言葉

「継続は力なり」「人間至る処青山あり」

山 本 浩

事務所 桶川市下日出谷193番地の1

電 話 048 (786) 8930

F A X 048 (786) 8930

登録日 平成8年12月12日

行政書士として扱っている主な業務

- ①建設業許可申請
- ②宅建業免許申請
- ③法人設立・諸許認可申請
- ④経営相談、資金繰り相談、融資申込み
- ⑤独立開業相談

行政書士になる前の職業 銀行員

兼業等 ビーグルの繁殖

趣味 散歩

信条及び好きな言葉 何事にも全力で臨む

神澤 健

事務所 上尾市浅間台4丁目19番地22

電話 048 (772) 6381

FAX 048 (772) 6381

登録日 平成9年4月11日

行政書士として扱っている主な業務

①国際法務関係(予定)

行政書士になる前の職業 会社員

趣味 尺八演奏

信条及び好きな言葉 独立自尊

柴田 勉

事務所 上尾市戸崎1番地90

電話 048 (781) 7126

FAX 048 (781) 7472

登録日 平成9年5月1日

行政書士として扱っている主な業務

①建設業許可申請

②会社設立、商事法務、リスクマネジメント

③会計記帳、財務諸表作成、パソコン会計導入

④風俗営業許可申請

⑤外国人在留許可申請、帰化許可申請

#### 編集後記

地球温暖化の影響なのか、今年の夏の暑さはひとしおでしたがお元気ですか。

行政改革に伴う規制緩和やOA化等、行政書士も社会の動きと無関係にはやっていけない時代にさしかかっています。会員が結集して社会の変化に対応していく力をつけなければならぬでしょう。

⑥遺言、相続

⑦防火対象物使用開始届等

行政書士になる前の職業 会社員

趣味 写真、フィッシング、ガーデニング、DIY、MTB、料理

信条及び好きな言葉 今に生きる

#### 【退会】

小茂田 勝 信 氏 (8年5月浦和支部へ)

相 沢 尚 氏 (8年10月退会)

小 池 豊 氏 (9年2月退会)

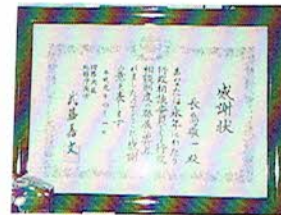
福 田 安 伸 氏 (9年4月大宮支部へ)

岡 部 忠 嗣 氏 (9年8月5日死去)

#### ●総務庁長官より長島支部長

#### 感謝状を授与される

平成9年4月1日、長島敬一支部長が総務庁長官武藤嘉文氏から感謝状を授与されました。これは、昭和58年4月から平成9年3月までの14年間総務庁長官の委嘱による行政相談委員として、上尾市民と行政を結ぶパイプ役を務めてきたことに対する感謝状です。長い間ご苦労さまでした。



#### 埼玉県行政書士会上尾支部機関誌 こだま第11号

平成9年9月1日 発行

発行人 支部長 長島 敬一

発行所 埼玉県行政書士会上尾支部  
〒362 埼玉県上尾市富士見2-3-24

電話 048 (775) 2383

編集製作 教育文化社

048 (774) 9166

印刷所 邦栄印刷

048 (774) 6500

# このようなときには行政書士にご相談下さい



官公署に提出する書類の作成・提出手続の代行、相談は行政書士が責任をもって行います。

- ①建設業者に関すること
  - ★建設業許可申請（新規、更新、変更）
  - ★営業年度終了報告
  - ★建設工事入札指名参加資格申請
  - ★経営状況分析申請
  - ★経営事項審査申請
- ②宅建業者に関すること
  - ★宅建業者免許申請（新規、更新、変更）
  - ★宅地建物取引主任者登録
- ③法人設立に関すること
  - ★株式会社、有限会社、協同組合等の設立
  - ★医療法人、宗教法人等の設立
  - ★定款の作成、株主（社員）総会、取締役会議事録の作成
  - ★有限会社から株式会社への組織変更
- ④自動車に関すること
  - ★自動車登録申請
  - ★車庫証明手続
  - ★運送業免許申請
- ⑤風俗営業等に関すること
  - ★ゲーム場、バー、キャバレー、スナック、マージャン、パチンコ、古物商等の営業許可申請
- ⑥相続に関すること
  - ★遺産分割協議書の作成
  - ★財産調査、戸籍調査
- ⑦土地利用に関すること
  - ★農地転用申請
  - ★開発行為許可申請
- ⑧会計業務に関すること
  - ★経理記帳事務、決算書類・財務諸表の作成
  - ★借入手続、経営指導（顧問）
- ⑨交通事故、社会保険に関すること
  - ★自賠責保険、任意保険、被害者請求・加害者請求
  - ★労働保険（労災保険、雇用保険）社会保険（健康保険、厚生年金保険等）新規加入手続他
- ⑩その他、権利義務等に関すること
  - ★契約書、示談書、内容証明等の書類の作成
  - ★帰化申請、貸金業、産業廃棄物の申請
  - ★建築士事務所登録
  - ★電気工事業者登録等
  - ★就業規則作成
  - ★一般旅券申請
  - ★外国人在留資格変更、期間更新許可申請
  - ★図面の作成
  - ★行政書士業務に関する相談業務
  - ★食品営業許可申請
  - ★著作権の登録

…行政書士会会員でない者は、業としてこれらの業務はできません…



## 埼玉県行政書士会上尾支部

〒362 上尾市富士見2-3-24 <長島敬一事務所内>  
TEL 048(775)2383 FAX 048(775)1706